

36. 農山漁村振興交付金

平成29年度予算額案
: 10,060百万円

概要

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等の取組や農山漁村への定住、「農泊」等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

●対象者 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体 等

- 対象事業
- 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 (1,447百万円)
 - 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。
また、福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援します。
 - 山村活性化対策 (780百万円)
 - 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援します。
 - 農泊推進対策 (5,000百万円)
 - 「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るため、自立的に活動できる体制の構築、地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組及び古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備を支援します。
 - 農山漁村活性化整備対策 (2,833百万円)
 - 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

- 支援内容
- 都市農村共生・対流及び地域活性化対策
 - 補助率: 定額
 - 事業実施期間: 都市農村共生・対流対策 上限2年 等
地域活性化対策 上限5年 等
 - 山村活性化対策
 - 補助率: 定額
 - 事業実施期間: 上限3年
 - 農泊推進対策
 - 補助率: 定額、1/2
 - 事業実施期間: 上限2年 等
 - 農山漁村活性化整備対策
 - 補助率: 1/2
 - 事業実施期間: 上限5年

○ 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
○ 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

農山漁村振興交付金

農泊推進対策(新規)

○ 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- 「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- 伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農泊を推進するために必要な施設整備

- 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- 農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備 (※活性化計画に基づき実施)



- 実施主体: 市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間: 上限2年 等
- 交付率: 定額(上限800万円等)、1/2等

都市農村共生・対流及び地域活性化対策(拡充)

○ 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援

○ 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援



- 実施主体: 地域協議会(市町村が参画) 等
- 実施期間: 都市農村共生・対流対策 上限2年
地域活性化対策 上限5年
- 交付率: 定額(上限800万円等)、1/2



山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援



- 実施主体: 市町村等
- 実施期間: 上限3年
- 交付率: 定額(上限1,000万円)

農山漁村活性化整備対策

○ 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農村水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、産校・産産等研修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体: 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間: 上限5年
- 交付率: 都道府県又は市町村へは定額(実施主体へは1/2等)



主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 産福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

○問い合わせ先

- 1～3の事業 : 近畿農政局 農村振興部 農村計画課
電話 075-414-9051 FAX 075-451-3965
- 4の事業 : 近畿農政局 農村振興部 地域整備課
電話 075-414-9553 FAX 075-417-2090